24.

16. 三ヶ月以上ノ年末満勤続者ニ對シ入月給ノ一ヶ月分ニ當ル年末

賞与トシテ給ス 17. 満三年以上ハ一ヶ年ヲ増ス毎ニ一日給ノ

十五割以上ヲ坑夫ノ数ニ加算支給 18. 従業員公務疾傷

ノ場合ハ相当ノ手当ヲ施スニト尚ホ病院側ハ従業員側ト会社

上 相当ノ見舞金ヲ支給 19. 今般ノ争議ノ為ノ不具ナ為ト成リタル

ル場合ハ金二千円以上ヲ給

解雇坑夫ノ勝手ニヨリ帝及ナス方ハ病院ノ特殊性ヲ認識シ

忠実ニ且ツ職分ヲ尽スニト 又正規看護人ノ初任給ハ

男子六十五才、女子五十五才迄見習看護人ノ初任給ハ男五十五才女

四十五才ト定ムルニト 3. 毎年一回日給五十才以上ノ定期昇給